

北広島市介護予防拠点助成金

お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、体操したり、ご飯を食べたりする、高齢者の「通いの場」を提供する団体に対し、助成金を交付します。

**1年度当たり
最大で24万円の助成金を交付します。**

※1 助成対象経費の2分の1以内です。

※2 助成期間は36か月までです。年度途中から助成金を受ける場合、初年度と最終年度の助成対象上限額が変わります。

助成金の交付を受けるには一定の要件を満たす必要があります。例えば・・・

- ・「通いの場」利用者の過半数は65歳以上であること。
- ・地区集会所や公民館等の公共施設を利用した活動でないこと。
- ・高齢者の孤立や閉じこもりを防止し、介護予防や認知症予防に役立つ活動であること。
- ・この助成金の対象となる経費に対し他の助成制度等による助成を受けていないこと。・・・など

応募条件の詳細、申請方法は裏面をご覧ください。



お問合せ先 北広島市役所

☎011-372-3311

保健福祉部高齢者支援課 内線2172

～ 北広島市介護予防拠点助成金とは ～

高齢者の健康維持や閉じこもりの防止を目的とした「通いの場」を提供する団体に対し、その活動に要する費用を助成することにより、高齢者の介護予防及び地域における自立した日常生活の促進を図り、誰もが生きがいある生活を送ることができる地域の実現を目指します。

助成対象 団体

- ・ 市内に活動の拠点を置く団体であってその構成員の過半数が市民である団体であること。
- ・ 市税などの市の債権を滞納している者がいない団体であること。
- ・ 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする団体でないこと。
- ・ 団体の構成員に法律で規定する暴力団員がいないこと。

助成対象 活動

- ・ 1か月の開催の回数が8回以上の活動であること。
- ・ 1週間の開催の時間が10時間以上の活動であること。
- ・ 利用者の過半数が65歳以上の者である活動であること。
- ・ 高齢者の孤立や閉じこもりを防止するとともに、介護予防、認知症予防に資する活動であること。
- ・ 地区集会所や公民館等の公共施設を利用した活動でないこと。

助成対象 経費

賃借料、光熱費、燃料費、保険料など。人件費、交際費などについては助成対象となりませんので、ご留意願います。

～ 申請から助成金交付決定までの流れ ～

助成金交付 団体登録

- ①北広島市介護予防拠点助成金交付団体登録申請書（第1号様式）
 - ・ 活動計画書
 - ・ 収支予算書
 - ・ 団体の概要
 - ・ 団体の構成員の名簿
 - ・ 誓約書

まず初めに助成対象団体として上記「第1号様式」及び添付書類により助成金交付団体登録の申請を行ってください。



助成金交付 申請

- ②北広島市介護予防拠点助成金交付申請書（第5号様式）

団体登録の審査完了後、上記「第5号様式」により助成金の交付申請を行ってください。



助成金交付 決定

- ③北広島市介護予防拠点助成金交付決定通知書（第7号様式）

交付申請書が受理されると上記「第7号様式」により申請者に対し当該決定の旨を通知します。また、助成金を概算払いすることも可能ですので、概算払いを希望される団体は補助金等概算払申請書を提出してください。